



8 消 安 第 4 2 3 6 号
令 和 8 年 10 月 11 日

千葉県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

千葉県の野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

今般、貴県鴨川市で捕獲された野生イノシシにおいて、貴県初となる豚熱感染が確認されました。貴県内での野生イノシシでの豚熱の感染が拡大すれば、飼養豚における豚熱発生リスクが高まることになります。貴県は全国有数の養豚産地であり、野生イノシシでの豚熱感染拡大阻止が重要となります。生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が協力し、的確な防疫対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、秋は、野生イノシシの繁殖期であるとともに、狩猟が解禁されるため、野生イノシシの行動様式、活動範囲が変化します。貴県におかれては、下記の具体的に取り組むべき内容を踏まえ、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、野生イノシシの生息状況を踏まえた迅速かつ的確な防疫措置の実行を最大限に実施いただくようお願いいたします。

つきましては、下記について、市町村、関係団体等にも周知し、地域全体で豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

記

1 野生イノシシのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生イノシシにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生イノシシにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年10月から来年1月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、野生イノシシでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイ

ルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生イノシシにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に野生イノシシの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

貴県については、隣接県での豚熱感染状況を踏まえ、既に豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域として指定され、散布を実施いただいているところです。

引き続き、県内の感染確認状況も踏まえ、経口ワクチン散布を継続するようお願いいたします。

3 狩猟及び捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生イノシシとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの拡散リスクが高いものと考えられます。「野生イノシシにおける豚熱、アフリカ豚熱対策の周知徹底等について」（令和8年10月8日付け8消安第4077号消費・安全局長通知）により依頼したところではありますが、有害鳥獣捕獲に携わる狩猟者等に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知の再徹底について

野生イノシシにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。こちらについても「野生イノシシにおける豚熱、アフリカ豚熱対策の周知徹底等について」（令和8年10月8日付け8消安第4077号消費・安全局長通知）により依頼したところではありますが、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

5 飼養衛生管理の徹底について

貴県において豚熱の感染拡大リスクが高まっていると考えられることから、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養する豚等の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかな

写

改善

- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確認し、その実効性を改めて点検すること。

(問い合わせ先)

1～4について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：高木、小笠原

電 話：03-6744-2106

5について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：小佐々、小川

電 話：03-3502-8292